

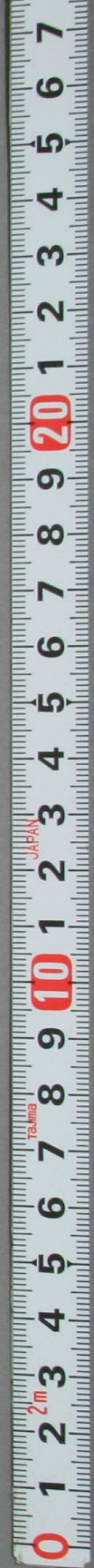


杉草

十四

乾

73
6478
1



73
6478
1-2



抄

目錄

氏家礼法三部

氏家礼法

小笠原氏坊

信后礼

尚世人

人品格序

公方稱

御卷源

若殿

沙羅摩

女后

出影造

家来

御石板

人御



押山家藏

諸礼

云礼人

故實

殿

板

奥板

上板

法后板

出袋

月代 額隅

女位張

姓名之類

姓氏之類

氏

公外姓

尸 姓有元氏

假名

實名

字 重名

左是業

百官名

東百夏 左是業

右是業

何月何花純

小左第又第 何夏

助是

淨諱

改名之類

家老 用人

奉者

馬廻

代官 同職

中間

小者

古事 孫法作之堂

足輕

友位之類 治世付武家無心者味

公家 宗

宰相

實抵侍從

華人重朝負 正并少輔

正何位

衣服之類

納重鳥帽子 打鳥帽子緒

小緒

長小緒

空庭空室礼肢 委換

委換細結

委換

指衣 布衣

大紋

肉打鳥帽子

布衣 上下

半袴

長袴

衣附布 其布

細布

十徒

羽織

少袖

腰平目

袴腰平目

荒色衣履

帷

在衣履付衣

裾下子打解

足袋

合羽

家紋

時枝

紙衣

白衣

股引

柳子

下穿

巾着具

巾着枝

巾着

刀紐之類付法

短刀

少刀

刀

太刀

鞘掛廻天宮陰宮陽宮

并

短

新巻廻天宮陰宮陽宮

新巻

障子

巻掛

酒合

杖敷

一盃二盃

後取

盃二重

伏盃

三方

泔子柄包

泔子行包

盃子

古盃

平皿重四牌子

七文平皿

板之湯

表裏平

合身法

美身貴靴

石具

道具

御厨子黒板

白布角赤

杖箱

扇

鼻紙

白紙巾

手物

表裏平

桃灯并灯籠

進物

色物伸跑派

楷音

原力私室留

云入色物

角橙及每系

今手打席

古力馬代

日海喜云

書札之部

書札檢本

判

手紙

祝儀之部

祝

名腹

袴美

短衣

結納

婚札之目候

重纏重系

奉賀

巾帯祝

少事之部

遊志

遊中

院号

様子

雜事之部

信

秘事

秘事

問事書函

御成

信云

秋草



武家礼法と部

信哲年流与史述



大正四年寄
内田銀藏氏贈

一それ礼天子より定規おされて天子より命を被りし市の内
 位をそれさう志先んうる法也此より末世より
 て天子はみりうの礼をさうさひのひさうさうさう
 平お國は如うさうさの上をさうさうさうさうさうさう
 長お事く天子を祀せう源頼朝の平家と追討て
 天子の祀を治せう印あさる者よあして信の礼を
 さうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう

あることあるものなることありしに由るに付しよは人の多く
又將軍の家格の階級上位に居るに付しよは人の多く
あることあるものなることありしに由るに付しよは人の多く
小倉東兵衛今川飛虎伊智貞行小倉忠成等
これ等を言ひしに由るに付しよは人の多く
之れを言ひしに由るに付しよは人の多く
是れを言ひしに由るに付しよは人の多く
礼書之を之れに統とて申すに由るに付しよは人の多く
之れを言ひしに由るに付しよは人の多く
是れを言ひしに由るに付しよは人の多く
是れを言ひしに由るに付しよは人の多く
是れを言ひしに由るに付しよは人の多く

為家といふ一篇を此に加へて之序は東海道の行末
として小倉系を中長秀今川左京大夫頼朝
武藏守徳忠之文源定一に撰ひし書なるに由るに付しよは人の多く
之派一統大双帯とて申すに由るに付しよは人の多く
集を志方とて申すに由るに付しよは人の多く
なるとして之を以て破序とて後の人偽也
て付録とて彼東家弓法集を撰録とて之を以て
少なきといふに私の記を以て將軍の行末
として撰ひしに由るに付しよは人の多く
將軍の行末として撰ひし

書るべし終りてそのむききり多し委しきり
予々先年著しありし一議一統辨しとてその記
せり著しありしを由るに付他は礼書に應仁
の乱に付きいれりたる照愚草に
伊勢古本府
年分記
也天文正徳
人也法名在無云く殿中し礼臣等諸人官のりり句論
若しその御法交際有し然らば是法別ハ

康苑院殿柳の清代より條教定立並統為由殿中
兵部之儀目之應仁の乱に給矣云くは後代に及古に
付しとて久仍し同業より物終りしより
級古の法
亦法名在無云く
亦法名在無寺久代に伊勢古本府年分記

久代寺久代文徳柳分久代に伊勢古本府
久代寺將軍義政代に信

彼礼書七ひふせ

將軍の御法交際有し然らば是法別ハ
け家と宗とては士と人とも也古来いとの
節朝元とて年始に依朝日十五日を
家と有し殿中し礼法のりり
依し是年の元日のとては冠婚葬祭に
よあつたれどもと世に流し
宗下教久あり是は彼家の私儀内なり
皆流しとて家のり也予々先年著し

何政職所新なりと受け給うし六日お仕
教中の他法を法にのこさるる同氏にのこさるるて衆
礼として左將軍に例をくちし給ひのれ一也
是よりして教中左邊の三振布のれし予の
家子傳りて馬にれはるる何替もりはるる
しりりあはるる予の家の子は年ハ家
冊教の古例とい祖述しるる

上々世法れと号し人々教ふ者あり古代諸れと云
各自にる一法れと云ふものとんふはるる原流と
名のりて武家身愛の之りては冠服とれと下

概し細事よりして遠武法を付てて外友職らと在實
は家来衣文の付紙款連分今席の他法或紙經用し
書紙端類他法者中紙筆及し在實軍礼軍法
筆の端危丁方款三款七の系し信託書院飾は法と外
料と云ふものりともとを人して教ふは法れと云
はるる凡物の中それのあはるる物こそはるる
はるるふあはるる毒きもりるはるる何の家
こころのあはるるあはるるすしてはるるはるる
奥義よりかはるる他ふ荒の物とあはるるはるる
こころ法をわが荒かみちしてはるるはるる

老職を勤むも信長也市旗布元二三百を
取する事元々しむる方の市旗布元
ひも馬こる士也信長の物も
元がきくく物も信長也彼
人とせる久々も市旗布元と信長也
い〜あつと人の信長もあつと
我うと人よあつと信長もあつと
二方の市旗布元と信長もあつと
無れをとりつと市の旗布元と
なつと世の利権をとりつと
在留者をとりつとひもあつと

しつと種のはつとあつと
或る格或るつと信長もあつと
あつとあつと人をとりつと
この信長もあつと信長もあつと
一 今世或るつと信長もあつと
あつとあつと人をとりつと
あつと馬鹿もあつとあつと
あつとあつとあつとあつと
七章あつと
一 在実とらつと故の物もあつと
池ノ魯ノ世の信長もあつと

湯治子の事と若名極とらふかうれえうれふ
帰して大名よりの子をきき若名とせ

一人の妻を湯治意中とらふ中湯治意の中は
おのづかひてうらゝゝ人よりえりてぬ
意よりいふかゝる極とせれども古きよき
称え及たせ

一人の妻を湯治意中とらふ中湯治意の中は
おのづかひてうらゝゝ人よりえりてぬ
意よりいふかゝる極とせれども古きよき
称え及たせ

一 賤き者の妻を人々稱してかゝ極とらふ
たゞと違ふやう古き人々事な稱して
上よりいふかゝる極とせれども古きよき
称え及たせ

茶一條殿 抄改 中見心六年正月十日の條は湯成 湯治意

せられしと案じていふ又捲川殿中見心 湯治意

同上柳 湯治意 湯成 湯治意 湯成 湯治意

御成方池 湯治意 湯成 湯治意 湯成 湯治意

一人の妻を湯治意中とらふ中湯治意の中は
おのづかひてうらゝゝ人よりえりてぬ
意よりいふかゝる極とせれども古きよき
称え及たせ

左をききしとらふ極とせれども古きよき
称え及たせ

なり

一人世大名の家僕との主人の妻のものと法衣袴と云
名を家僕よのきく所そのまも我妻とてと法衣と
いひ世義経也伊勢守義経年 年 年 年とある
字のいも。いせんくやおやうのむとよまのむと
まのいよしと稱せたるも因縁していつのいよ
又同大津次郎いよ廿いよしといふとさうか稱て
いますてそむいふふ大津次郎廿いよ
といひつわいよしといふとさうか稱て
いよしといふとさうか稱て
史の妻をいふ也いよしといふとさうか稱て
いよしといふとさうか稱て

やと云いよし
おいよし
法衣といふもさうか稱て

一人の母をたつらやうの后を名目母の母をな
るやあつらやうの母をいふ人をいふもなそ
侍もいふ胎中よその子いふもいふ代家の中よ有て
くも侍れえめたきもいふもいふ侍もいふ也
是又さのいよしといふ侍もいふもいふもいふも
大母あつらやうの胎中なるもいふもいふも
胎中なるもいふもいふもいふもいふもいふも
たふもいふもいふもいふもいふもいふもいふも

と云一送一しりあつたのむすそいひし書るる
せふをたししりき書紙をく小児の母のむすそ
よそそいひのむすれい懐の略略とん年理に
迎つてん想して新語を略略とん

一 家礼を毎いするは家礼と云ふ書に
家礼と云ふ書も也されそ世を月を改ふ
よそそいひのむすれい懐と云ふ書に
かたああるむすれい懐と云ふ書に
よ文籍よ家礼と云ふ書に
よそそいひのむすれい懐と云ふ書に

高祖五日一夕に朝太公が家人父子ノ禮太公家人令
説太公曰天無二日王無二王今高祖雖子人主也太公
雖父人臣也奈何令人主拜人臣云此文史記高祖本紀
家礼一花を金性よ家礼といひの父をく屋もふも也
他人をれともよ流し礼をくもやん今世は
家礼といひしむれい懐と云ふ書に
よそそいひのむすれい懐と云ふ書に
よそそいひのむすれい懐と云ふ書に
よそそいひのむすれい懐と云ふ書に
よそそいひのむすれい懐と云ふ書に

其のくらしの人々を擧ぐるはこれと稱せしむ
也也一はつりくるるは家僕も同しあるれども
擧ぐるは供よいあり武ぶるも礼と云は右も同
手似縛可被圖之由有其沙汰今日以評定之次
先以其人數北條隆興掃部助若狭前司佐渡
前司秋田城介為、意見者被用捨之自意都
就被仰下為被進覽也而前武列ノ祇候人依
為違者被召出之輩可被加否及再往ノ沙汰是前
武不可然之旨有御色代之故也雖致不彼家禮

東鑑卷之十四

仁治二年十月
廿七日の地

當將軍 御時 関東射

為本御家人也又勤公役之上為境能之族依何障可
被除哉之由遂治定云云此礼也ハ將軍家の家
人なり北条家の身となりて祇候んとす多きを
此礼としひるもあつて右のくくるれハ家僕と家
礼といふ名ありあつて今世ハ家僕の名を
家主とす家主ハ此礼の名邊なり此礼ハ家僕乃
くくるとはつりくるるは混雜してまある
たりある

一 將軍を仰不稱 曰依父のものと大寺行と稱する
るも是利將軍あり代々のものありある

今川伊勢入るる後天世の難平紀子名氏御政守
入る後とす其序より大所所錦と小所後ハ酒を
好也云々名氏の子なる也その成るも 義詮云也
義詮云を所行と云々なる氏を大御所と云也
錦小所後ハ
由也

人新部

一月代刺多の中古ハを種九ノウキ月代そのあも
皆惣惣とて原の上百金の色とて惣を法する
え結の緒とてゆへ平き組緒をゆへ下と上ハ
刀の柄巻とてゆへ其まよ上と下とをゆへ

留老と也水油とて惣をゆへ
きゆとてゆへいたとてゆへ
をこれ毛をゆへ惣の先をゆへ
笑のとてゆへ人よとて氣れゆへ
若一と病の事名額の上の色ハゆへ
なす利とてゆへ類の色をゆへ
臨一と也一糸のゆへゆゆゆゆゆ其
いきをゆへゆ利ゆゆゆゆゆ也逆事ゆ
るゆゆゆ音お通とゆゆゆゆゆ也又ゆゆゆ
利ゆゆゆ形ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

書るべきを今八月代と云ふ又軍よめて由月をかか
 せし年のりせし若し其人はさういふをこそあ也
 人毎のよめたるよあしをけ付し額の色をきぬし
 刺も也古画の結帯金銭の結よは地す中氏朝の
 切振し柳と書ふよは地すの既月代と云ふは
 顔色を物してな利をさるは画と云ふ外
 古画をさるよ下部と云ふは月代と云ふは
 若しんあし多し其さるは物也玉海月輪禪寺問
兼實公一日
 記云安元二年七月八日建春門院岩屋卿の記云自件
 ノ幕中時忠卿出首其醫賢正正月代大ニ見
若而色殊ニ積ス示左大臣以

下略此文三年山
 下云下略此文三年山又無任法師推京京
のりと云ふ砂石集よ月代
 のあし入るあし又酒師法師のさるは撰集抄よあしを
 申しよは地すもあし倍のさるはあしをけけるよしんえ
 あり月代と云ふあしの中これハ倍のさるはあしをけけるよしんえ
福を又若し池をさるは大塔
懸云行是八席夫田をさるは
 ありやと云ふ地人をぬきしてさるはあしをけけるよしんえ
 との山伏と云ふ福をさるはあしの中これハ倍のさるはあしをけけるよしんえ
 云々これと云ふ人をさるはあし月代と云ふは高倉
 院の御代と云ふは御代のさるはあしをけけるよしんえ
 天りし銘入しと云ふはあしをけけるよしんえと云ふは

一額は隅を入るより見れば好むる如く始は小むし、
けしきとして髪をぬく物と云ふ額上を少極し小信
長云髪を後へ垂るる所の痛むるを愁へ刺力と
用ひ結ひし也云々梅もよ共説信かきけしき
とて髪をぬく具又額の髪を後へ垂るる所を
とて也和名抄に結ぶるは見えぬれども漢語抄を
引て波奈介沿岐俗に云討沿岐とあれハ鼻毛をぬく
小用ひ也予々左巻の物語を傳へしハ寛永西傳
に天下を以て治すはれども神國を治する
遠くは神の御子の御子と血氣の勇と好む

腕を以て髪は切るる一人を以て髪
をぬく所は髪を治す何組と各
付て江戸中小横切りしは髪をぬくのみを
名付て男を以て髪をぬく者も御おなを夫風よ
髪をぬく人少し髪をぬくを好む小むしと髪をぬ
く人せんも髪をぬく小毛を後き隅をぬ
ぬき入るる所髪をぬく切部と云ふ髪を廣大
小むしと云ふ髪をぬく髪をぬく髪をぬく縮
髪をぬく髪をぬく縮髪中るる髪を文字縮
髪をぬく髪をぬく髪をぬく也男をぬく髪

血氣の鬘をうしや類の毛ぬきをあてさるハ男小あ
けくきて男之のゆ糸をして類の毛をぬくよ下
部をふきあきしその髪せよ磨くたふきて
後ハその肉上をいしうまのりして磨きのよき人
類ハ隅をえりあきしよきしとと

一 女の伎藝しり日記紀 天統天皇六年閏五月乙未ノ
朔戊戌也賜沙門觀成絶十五匹綿三疋布五十端
美其所造鈿粉とくあり 鈿粉古ハちりいとのと云
今おしりひしりよとの観世と云僧始く此ヤク
天統天皇ハ敏也と云はる 教ハおしりひしり

姫皇ハ眉を仰しりハ上古とあり 日記仲哀ハ

天皇八年秋九月記 愈茲國而有宝國譬如美人

之暎首向津國

暎此麻
用彈和

とくあり 眉引る

新羅國をさし 女ハ其女の眉引よるといふ也

眉引ハヤもましり 眉を仰系をら 屯仲哀天

皇ハ此時既よけはるるあり 其の姫を粧すの代

のりハるるあり 刀をさすをハ大伴家持初月

のちハ振仰而若月見者一日見之人之眉引所念

可聞とくあり 二日月の形を女の眉引よるといふ

多也 おしりハ先仁桓武天皇
御ハはしり人ナリ

和名抄容飾ノ具ハ鈿粉

和名関近口和名之路岐毛能。白粉俗云波布途。代
黑和名方由須美。黑止苗俗云波久路女。澤阿布
良和太等。人乞をく。和名抄。源。依。他。也。以。不。村。上
天皇。所。人。也。その。以。毎。よ。切。ら。を。う。け。眉。を
依。止。苗。を。く。ら。を。綿。を。油。に。産。く。一。を。く。髪。不
付。あ。り。ち。と。も。あ。り。と。も。あ。り。と。も。あ。り。と。も。あ。り。

姓名ノ部

一姓も氏も二字を以てしる。小。姓。と。氏。と。の。差
別あり。續日本紀卷十二。聖武天皇十一年十月丙戌の
記文に賜姓官氏とあり。見あり。史記の宗。源。も。

端姓官氏とあり。あり。和。漢。も。小。姓。と。氏。と。の。差
あり。あり。

一姓。日本紀人武天皇十一年十月己卯朔ノ詔云曰
更改諸氏之族。姓作八色之姓。以混天下。乃。姓。一曰真
人。二曰朝臣。三曰宿祢。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰
連。八曰稻置。云。混。天下。乃。姓。と。い。天。下。の。万。の。姓。を。約
て。八。色。と。姓。と。一。色。と。名。を。あ。り。と。も。也。又
け。之。の。氏。也。と。い。姓。の。之。早。と。分。け。た。付。之。義。と。姓
者。所以。統。繫。百。代。使。不。別。也。と。あり。其。意。ハ。姓。と。子
と。め。ハ。子。と。孫。と。る。也。と。あり。と。も。也。と。姓。を。統。へ。統。へ。

て別の家筋なるものなりふもあはる也と云ふ
姓の字日本姓に訓古代よりカハ子と云ふ伊弉
ウナといふ傳々唐代の因史子孫誰某胡臣ノ姓
或端誰某真人ノ姓と云ふと云ふ源氏を稱
し其を姓と云ふ誤なり

一 氏源平右衛門督兼左京法皇大江之左衛門中臣
齊部ト部女を娶ふ其後日本紀を以テ光朝
王と稱す其子土月と云ふ阿部羽良宿奈麻呂言
中是阿氏ノ正宗與宿奈麻呂無異ト云々續日本
紀を以テ和久子土月と云ふ阿部良枝ノ宿禰信氏之枝別

也云々文德實錄卷三仁壽元年九月丁亥海島親王子内
親王薨ル親王者仁明天皇之女母ハ藤原氏云々同卷
十天年二年閏二月丙子是日召會諸司別所略皇
子源毎有時有於殿上落髮入道ス此夜有灌頂之
事二人者皇王子之得姓者也每有母ハ
多治氏時有力母ハ清原氏也云々右阿倍安倍藤原多
治清原ヲ氏ト記セリ得姓者トハ源氏トシテ
姫を稱するを云左傳正義ハ氏
者所以別子孫之所出ト云フケ意ハ氏トシテ物ト子孫
の別ハ所を以テる爲也ト云フ也斯出を別ケテハ
ト云ハ源氏ハ清和天皇ト云ハ平氏ハ桓武天皇ト
云ハ子孫也ト云フ其ノ生國ノ地名を以テ氏也

を用ひカハ子と云て類に三人と云のりともて
後たより上古の書ハ尸の字用多ふりて
尸字ハ志のり細と讀て死人の骸のり也生てあ
人の姓ハ尸の字を用ひるハ由拾芥抄也拾芥抄
子ハ姓のりを尸と死ハ氏の名を姓と記ハ多中吉抄の
書皆此ハ死邊ハ記キ

一真人の姓ハ何しの氏朝臣の姓ハ何しの氏也上古
より定りあり其定ハ拾芥抄姓名抄ハ記を合て
記せり甚多きを今略之

一仮名と子を今世苗氏と云ふ是昔よりあり義經
記和朝義經の苗田の筆ハいふ人ハ仮名実名を覺てふれ

と云云云仮名と云ふハあやゆり也家名も今
昔物語巻八ハ今ハ昔上総多平維時朝臣と云ハ
貞實の傳りて維時の子とてかくれる也その
郎宮ハ家名と云ハ字ハ大紀と云者あり云云左傳
正義十ハ姓家と云ハ家名と云とすハ
天下武士源氏も亦氏もいふもあまも源氏
平某ののりもあまもいふもいふもいふも
これらもあまもいふも地名或は領所の地名
を氏と云ふ源氏也その家名を今分る也
されどもこれを家名といふやと云ふ祖ハその家名

苗たる多あり苗氏とも云はるは源氏を稱するもの氏
の上又氏を重く多あり也被地名ハ即氏とも云也
苗氏を名するもハ那也名をさすハ其也或も名もハ
字もハ之也苗氏と云ハ其也同ハ其也ハ其也

一 實名としてハ名の中也古代を名としてハ後よ名
乗としてハ實名としてハ後代何左郎何次郎或等
何重何兵衛等と云ハ之を名としてハ其也多あり名
乗のものを實名としてハ其也

一 字の多し支那より人毎小名なり字としてハ付也
一人を名するも名の中なり敬して字をよぶ
也字ハ人にも多ありはよむことす其也日本

よそハ人小必字付るものハ稀稀ハ字付るものハ

し也日本紀卷二孝徳天皇御位日大伴重徳字ハ連

云々又續日本紀卷廿一廢帝ノ天平宝字二年八月甲子

以此紫微内相藤原朝臣仲磨任大伴敕日中自今以後

宣姓中加惠美二字禁暴勝強止戈静乱故名曰押

勝朕舅之中汝卿良尚故字稱尚舅ト云云々古也

見へる銀もるき字也外字付る人文屋康秀カ字又琳平

好忠カ字曾母ノ類たあ〜ハ何〜也字ハ常よよ〜ハ何〜也

名の〜るれ〜も何重何左郎〜ハ皮名有れ文字
と〜い〜今昔物語字ハ大紀〜之〜ハ字

とも云へば 何を事何次第とてと字とてと云ふ事
古き中にも多々の字と記し多々ありて流るる何事何次第
と字と記し多々の字と記し先づ字と独り多々ありて思ふれ候事常
より名なる名字と似多々の字と近世に偽者或は家強ちと字と
よ人々を字と似多々の字と近世に偽者或は家強ちと字と
多々の字と似多々の字と近世に偽者或は家強ちと字と
世に用られ候事

一 古く小童よあさか各ありてと名と云え彼等
名たり何れ何れ代りてと名也是も流るる事
元彼の日何を即何次第とてと名とて実なる事
也と世に多々の字と似多々の字と近世に偽者或は家強ちと字と
よ人々を字と似多々の字と近世に偽者或は家強ちと字と
多々の字と似多々の字と近世に偽者或は家強ちと字と
世に用られ候事

何れとおされ名と南とされ今世の徳信せんか
る

一 何れとおされ名と南とされ今世の徳信せんか
有る事と世に多々の字と似多々の字と近世に偽者或は家強ちと字と
よ人々を字と似多々の字と近世に偽者或は家強ちと字と
多々の字と似多々の字と近世に偽者或は家強ちと字と
世に用られ候事

一 色磨屋を初るもあまのりあまのりあまのり
かきあまのり 古くはあまのりあまのりあまのり
之をいふは又説くは 室町殿日記に云くは字三言三十五卷
巻尾に在る并難解の語あり是語を也るを室を池と名置録と云く
今も平載多あまのりあまのりあまのり 室町殿に傳代京百多と云く
各目あまのりあまのりあまのり
付あまのりあまのり

一 昔ハ太郎治郎三平の上小氏を伝てりい 也源平中平
以希並江希 紅也源 源氏 平平氏 藤並京 橋 橋或ハ吉 二 枝氏
清 源氏 記 記氏 文 文尾氏 若 二 若氏 宗 惟宗氏 新 新氏 又 比小氏 比
あまのり 新撰姓氏録拾芥抄姓名録抄等と云く
之世と源氏しあまのりあまのりあまのり 比京



氏と人小源と平甲とと云くあまのりあまのりあまのり
何やうなるあまのり也若推系平と云くあまのりあまのりあまのり
あまのりあまのりあまのりあまのりあまのりあまのり
推系ハ平氏と云く源と云くあまのりあまのりあまのり
新朝と云く源と云くあまのりあまのりあまのり
あまのりあまのりあまのりあまのりあまのりあまのり

一 婦子の名一 二男ハ二弟 三男ハ三郎也 已下推し知
次郎あまのりあまのりあまのりあまのりあまのりあまのり

しるしと目をして後を以て一人二千年代敏達

天皇の臣代ニ多び佛は後くすしり敏達 三千年代敏

明天皇の臣代佛法 後系 多しに後系 後系 夫より後系

切類の字なるも其文字の多きを及ぼすもそのたなれん

多字字を及ぼすもそのたなれん 左代のちも多字及

多しりるもそのたなれん 中右代もそのたなれん

何れも多字字を及ぼすもそのたなれん のおを別

の理を付し世の人といふなりそのたなれん 撰ぶ也

すしりるもそのたなれん 日中もそのたなれん 切類の字も

後系もそのたなれん 世の多字字を及ぼすもそのたなれん

る一統れも多字字を及ぼすもそのたなれん

小字もそのたなれん 切類の字も

一人一人の世もそのたなれん 切類の字も

付しりるもそのたなれん 切類の字も

るもそのたなれん 切類の字も

なり武士もそのたなれん 切類の字も

一人一人の世もそのたなれん 切類の字も

人一人の世もそのたなれん 切類の字も

中更るもそのたなれん 切類の字も

と用もあはれ人あはれをいひてあはれをいひてあはれをいひて
字もあはれ也

一用人とて名目若くは世にありて定むるものなり
あはれれ有用人とてありてあはれ也車籠を云

四仁治二年辛丑九月七日ノ条に曰有除御評
定為出羽前司行義奉行ノ細工所輩恩澤

事有沙汰野世五郎并領相摸國權山五郎
跡新田垣内等是細工故日向房實圓奉給地也

女子類雖申子細分執能充給記今又為御用
人分向給云大正記を云云云新田義興
自害ノ年云云未作後也

中決も他小孫なる思ひをあらはれ傍り等も皆是
よるゝふ所用人字本に侍人下有
申すに侍人下有有ハカラスト悦ハぬ者ハ
たゞのり云々

一奏者も宗五記云云極まるとり次と申私にハ
奏者も也是室所將軍の也

人荒澤弁惠命傳云
宣寺記云々近日奉行既人多内ノ云次
少稱奏者山傍若無人も也奏者字ハ限ラ天

子ニ言フ事也然レハ則閑白以下諸家ノ物ヲ申ス者
申スト極入レ如クも申世心外然也雖然順

時世の得くも是也

のり列を修へて其次に隨身隨身姓名令略

赤キ金襴上赤小虎豹の尻鞆の左方遠右の弓

小尻鞆負ひ厚総の尻鞆をて左右を分け二行二

舞也（はる）其次（はる）長刀二振（同）朋右同（左）上意

て馬（上）て（下）見（入）て（出）て（入）て（出）て（入）て（出）

て（入）て（出）て（入）て（出）て（入）て（出）て（入）て（出）

一 中間（上）侍（中）小者（下）結（上）小者（下）

中（上）中（中）中（下）中（上）中（中）中（下）中（上）中（中）中（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）結（上）結（中）結（下）

いふことありて... 友位部
... 友位部

友位部

一公家といふ禁裏... 配流者中此間公家... 又伊周私修大元法... 法也云東鑑卷上建久二年... 畧縦頼朝身有其怨之時者... 哉畧中今以被又傷宮仕法師之愈怒... 畧下是公家といふは... 禁裏小位へなる... といふ誤也云云

ゆへに... 又え回... 海に... 其の... 一

一 此鳥帽子の... 外へ... 重也... あ... 中... 付... 子... 一

一 長... 長... 元... 也... 一

しつれいふあしらきてからせのぶつこのまへに
あせんとおふあはれいしつよはこゝろをさし
正慶二の五月の記をきせしゆまのふしを
ひらきしつよのあはれをきしゆまのふしを
しつれいふあしらきてからせのぶつこのまへに
あせんとおふあはれいしつよはこゝろをさし
正慶二の五月の記をきせしゆまのふしを
ひらきしつよのあはれをきしゆまのふしを
しつれいふあしらきてからせのぶつこのまへに
あせんとおふあはれいしつよはこゝろをさし
正慶二の五月の記をきせしゆまのふしを
ひらきしつよのあはれをきしゆまのふしを

記

ふ

大紋のむらじもときこらふ丸組端也素襖はむらじ
ときこらふ辛也大紋は袴は襦ひも白糸也襦袢乃
丸一襦袢は白糸の上刺あり素襖の袴は襦袢
同色の布也襦袢はあしり襦袢は上刺あり大紋は
素襖は上の紋省より袖の中の縫ひは左右成りあり
身は袖の縫ひはまた大紋也袴の長は大紋は左右の
股の上あり又尻は素襖は襦袢はあしり素襖のあしり
あり是両者のあしり免色をきせし大紋は襦袢は
古風は子襦の縫ひはあしり素襖の縫ひはあしり
おはれいふあしらきてからせのぶつこのまへに

ふ

下へりきき毎一ゆきそを存すの意のりきき種一
色色を世にすくくゆきそを存すの意のりきき種一
長くせれわけて色色細のりきき種一ゆきそを存すの意のりきき種一
か種一ゆきそを存すの意のりきき種一

一風折鳥帽子をゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

一風折鳥帽子をゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

ゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

ゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

ゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

ゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

ゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

始御鳥帽子ヲ給ふる無殊儀師大初之
之八角蔭繪管二口
天子御信をゆきそを存すの意のりきき種一

風折鳥帽子をゆきそを存すの意のりきき種一
也古六色一ゆきそを存すの意のりきき種一
えはゆきそを存すの意のりきき種一

長十七の葉一のしきねぬらうのねほり人也龍出
 への娘先のいしあをさるるをさるるを古代の
 肩をさるる神を羽織さるるのや一光院
 日府記小半臂如肩各三有裏云し半臂の事常
 しく所小多を披し神をさるるもさるる也半臂の
 子をさるる肩をさるるのさるるのさるるを
 今三光院の
 肩をさるるをさるるのさるるのさるるのさるる
三条宣枝云也天正七年其
 之六十九年
 一上下として麻下とるる不限あるる古何よはる

小ても上下具一もさるる上下も一也十訓抄よむ
 也八葉一人のさるるの目一葉東洞院
 のさるるのさるるの物せんもさるる人さるるの
 小れを脱のさるる人のさるるのさるるのさるる
 陽成院のさるるせんもさるる也さるる人さるる
 小の脱ふさるるのさるるの上下きあり扇
 小のさるるのさるるのさるるのさるるのさるる
 物をさるるのさるるの上下のさるるのさるるの
 又吉部
 訓卷五云次予カ車恒柳毛車副恒清大恒清著白兩面上下平
担拾平牛童次師在著赤色上下とさるるのさるるのさるるの
礼無裾

あつてえ 武家の志しつらおふ多しあつたよ故を
あつてえ 今世まじり 向く付あふうふくふく 古く
付致し 中傳いふく是世をうくくをいふ也と世肩衣袴小
うく付あふく付付う

一 世より今世肩衣ハ度尔羅雅内針らとのす
物と月ひ袴ハ雅好く綾ひのれけ京御のすき
このく物にうく是古のすき多狭くく物之宗上記
云はまき多狭くハ 執後布と深くふと中山是と六月七月
物月衣の八月御日くく 衣きすのくくく 南村のまき
襖裳ハ世れらと入くくの中是くくく 甚し

六

七

今在寺 至度代は石蔵は勢持の年久 のまひ 山云く 執後布
号今山寺うく 文丈 といふ 衣袴はちんちん 是くく 是くく 衣袴と綾ひふ
と遠き狭くくくくく 今世の
甚し は 是くく 是くく

はまきとくくく 今世肩衣ハ袴と色く綾ひふふと法下くく
是ハ古内かくくあふくくく 古き肩衣ハ袴と二層の
な一肩衣ハとられくくく 具一 是くくく
くく 今世ハ法下を思ふ中くくく 是くく 内信くく

